

対象事業一覧

( \* \* \* 閣議アセスからの主要変更点 )

	第一種事業	第二種事業
1 道路 ( * 大規模林道を新規追加。 )		
高速自動車国道	すべて	——
首都高速道路等	すべて ( 4 車線 )	——
一般国道	4 車線 1 0 k m	7 . 5 k m 以上 1 0 k m 未満
大規模林道	2 車線 2 0 k m	1 5 k m 以上 2 0 k m 未満
2 河川 ( * 二級河川に係るダム、建設省所管以外の堰 ( 工業用水堰、上水道用水堰、かんがい用水堰 ) を新規追加。ダムの規模要件を閣議アセスの 2 0 0 h a から 1 0 0 h a に引き下げ。 )		
ダム	湛水面積 1 0 0 h a	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
堰	湛水面積 1 0 0 h a	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
湖沼水位調節施設	改変面積 1 0 0 h a	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
放水路	改変面積 1 0 0 h a	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
3 鉄道 ( * 普通鉄道、軌道 ( 普通鉄道相当 ) を新規追加。 )		
新幹線鉄道 ( 規格新線含む )	すべて	——
普通鉄道	1 0 k m 以上	7 . 5 k m 以上 1 0 k m 未満
軌道 ( 普通鉄道相当 )	1 0 k m 以上	7 . 5 k m 以上 1 0 k m 未満
4 飛行場	滑走路長 2500m 以上	1875m 以上 2500m 未満
5 発電所 ( * 新規追加。 )		
水力発電所	出力 3 万 k w 以上	2.25 万以上 3 万 k w 未満
火力発電所 ( 地熱以外 )	出力 15 万 k w 以上	11.25 万以上 15 万 k w 未満
火力発電所 ( 地熱 )	出力 1 万 k w 以上	7500 以上 1 万 k w 未満
原子力発電所	すべて	——
6 廃棄物最終処分場	3 0 h a 以上	2 5 h a 以上 3 0 h a 未満
7 公有水面の埋立て及び干拓	5 0 h a 超	4 0 h a 以上 5 0 h a 以下
8 土地区画整理事業	1 0 0 h a 以上	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
9 新住宅市街地開発事業	1 0 0 h a 以上	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
10 工業団地造成事業	1 0 0 h a 以上	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
11 新都市基盤整備事業	1 0 0 h a 以上	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
12 流通業務団地造成事業	1 0 0 h a 以上	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
13 宅地の造成の事業 ( 「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる。 )		
環境事業団	1 0 0 h a 以上	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
住宅・都市整備公団	1 0 0 h a 以上	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
地域振興整備公団	1 0 0 h a 以上	7 5 h a 以上 1 0 0 h a 未満
港湾計画	埋立・堀込み面積 3 0 0 h a 以上	

対象事業一覧

( \* \* \* 閣議アセスからの主要変更点 )

1 道路

高速自動車国道、首都高速道路等、一般国道、大規模林道（森林開発公団）

\* 大規模林道を新規追加。

2 河川

ダム、堰、湖沼水位調節施設、放水路

\* ダムについては、第一種事業の規模要件を閣議アセスの200haから100haに引き下げるとともに、二級河川に係るものを新規追加。堰については、建設省所管以外の堰（工業用水堰、上水道用水堰、かんがい用水堰）を新規追加。

3 鉄道

新幹線鉄道、普通鉄道、軌道（普通鉄道相当）

\* 普通鉄道、軌道（普通鉄道相当）を新規追加。

4 飛行場

5 発電所

水力発電所、火力発電所（地熱発電所を含む。）、原子力発電所

6 廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場

7 公有水面の埋立て及び干拓

8 土地区画整理事業

9 新住宅市街地開発事業

10 工業団地造成事業

11 新都市基盤整備事業

12 流通業務団地造成事業

13 宅地の造成の事業（環境事業団、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団）